

令和6年度第1回京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会 摘録

○日時 令和6年4月25日（木） 10:30～11:40

○場所 京都市交通局3階 大会議室2

○出席者

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会委員4名
（吉松裕子委員、森智幸委員、井尾眞紀子委員、橋本修二委員）

○公開・非公開の別 一部非公開

京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を含むため

○次第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 定足数確認
- 4 委員長等決定
- 5 事業概要の説明
- 6 審議事項
 - （1）京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項
 - （2）京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者の審査基準及び選定方法について
- 7 次回の開催予定

○配布資料

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 資料1 | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会 委員名簿 |
| 資料2 | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会 配席図 |
| 資料3 | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定に係る関係法令等 |
| 説明資料1 | 地下鉄における駅職員業務の民間委託に係る経過について |
| 説明資料2 | 令和7年度における民間委託化の状況（予定） |
| 審議資料1 | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項（案） |
| 審議資料2 | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者の審査基準及び選定方法について（案） |

【議事内容】

1 開会

事務局から、本委員会は京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づく附属機関で、高速鉄道事業における駅職員業務受託事業者の選定に関する事項についてご審議いただくこと、及び、今回の選定委員会では今年度末に期間満了となる東西線 9 駅に係る駅職員業務の受託事業者選定において、「公募要項」と「事業者の審査基準及び選定方法」について審議いただきたいことを説明する。

2 委員紹介

資料 1 及び資料 2 に基づき委員を紹介。

3 定足数確認

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会規程（以下「委員会規程」という。）第 4 条第 3 項に基づき、会議は有効に成立することを確認した。

4 委員長等決定

委員会規程第 3 条第 2 項に基づき、吉松委員を委員長に選任した。続いて、委員会規程第 3 条第 4 項に基づき、委員長に事故があった際の職務代理者として、吉松委員長が井尾委員を指名した。

5 事業概要の説明

事務局から、説明資料 1、説明資料 2 をもとに説明。質問なし。

6 審議事項

（1）京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項（案）について

事務局から審議資料 1 の説明を行った上で、審議を実施した。

< 委員 >

公募要項の 8 5 ページに記載されている 1 「委託料の額」（1）「委託料総額」について、総額とは、消費税込みか抜き、どちらなのか。

< 事務局 >

委託料として実際に支払う総額、つまり 消費税込みという認識 をしているが、公募要項には消費税込みか抜きなのかの記載がないため、消費税込みの文言を明記する。

< 委員 >

公募要項の 8 5 ページに記載されている 1 「委託料の額」（1）「委託料総

額」について、間接費など、様々な経費は含まれるのか。

<事務局>

委託料として実際に支払う総額という認識であり、様々な経費を含む。その点については、事業者への説明会において明確に説明する。

<委員>

公募要項について、今回大きく変更した点はあるのか。

<事務局>

変更点としては、公募要項の2ページの3「委託業務の概要」(1)「委託対象駅及び応募区分」に記載されている「京都市役所前駅の改札口のリモート化」を今回の委託事業者更新のタイミングに合せ、実施する点である。

また、リモート化に伴い、仕業数と要員想定数も変更している。

(2) 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者の審査基準及び選定方法(案)について

京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を含むため、審議は非公開とした。

事務局から審議資料2の説明を行った上で、審議を実施した。

審議の結果、審査基準及び選定方法を決定した。

7 次回の開催予定

第2回委員会の開催予定について確認した。

また、第2回委員会は、事業者選定に係る審議となり、京都市情報公開条例第7条において規定されている「法人活動情報」が含まれるため、非公開とすることを確認し、閉会した。

以上